

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	予防規程の制定認可、変更認可		
根拠法令及び条項	消防法第14条の2第1項		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) (危険物の貯蔵・取扱いの制限等) 消防法第10条第3項 製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱は、政令で定める技術上の基準に従ってこれをしなければならない。 消防法第10条第3項の技術上の基準に適合していること及びその他火災の予防のために適当であること。 消防法第10条第3項の技術上の基準については、「危険物の規制に関する政令」、「危険物の規制に関する規則」及び「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」の関係規定並びに別紙の通知による。		
審査基準 設定年月日	平成27年2月1日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(申請のあった日の翌日から起算して15日以内) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成27年2月1日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	消防局 予防課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

別紙

- ・ 予防規程の認可について（昭和40年11月2日付け自消丙予発第178号）
- ・ 給油取扱所の技術上の基準等に係る運用上の指針について（昭和62年4月28日付け消防危第38号）
- ・ 給油取扱所に係る危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の運用について（平成元年3月3日付け消防危第15号）
- ・ 海上タンクに係る屋外タンク貯蔵所の規制に関する運用基準について（平成元年4月10日付け消防危第33号）
- ・ 給油取扱所の技術上の基準等に係る運用について（平成元年11月7日付け消防危第98号）
- ・ 鋼製二重殻タンクに係る規程の運用について（平成3年4月30日付け消防危第37号）
- ・ 強化プラスチック製二重殻タンクに係る規程の運用について（平成5年9月2日付け消防危第66号）
- ・ その他施行通知等